

牛久市農業委員会委員 一般選挙

告示：6月29日(日) 投票：7月6日(日)午前7時～午後6時

7月19日の任期満了に伴う牛久市農業委員会委員一般選挙が、7月6日(日)に行われます。この選挙は、地域と農業者の信頼に応え「農業者の代表」を選出するためのもので、通常の選挙とは異なり、投票できる人が限定されています。

◆投票できる方

今年1月に農業委員会に「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出された方で、次の①②③の要件をすべて満たす方です。

- ① 昭和63年4月1日以前に生まれた方。
- ② 市内に住所を有する方。
- ③ 10アール以上の農地の耕作を営む方と配偶者およびその同居の親族、または、農業生産法人の組合員または社員(年間おおむね60日以上耕作に従事している)と農業委員会が認めた方。

◆立候補できる方

選挙による委員の定数は7人です。この選挙に立候補できるのは、この選挙の投票ができる人(選挙権を有する方)または選挙人名簿登録時において、20歳に達しなかったために、選挙人名簿に登録されなかった方で、選挙当日(7月6日)に、満20歳以上となる方など(農業委員会の証明書が必要となります)です。

◆立候補予定者説明会

立候補を予定している方は、説明会を次のとおり行いますので、

ご参集ください。

日時 6月16日(月)午後2時～
場所 市保健センター会議室(2階)

※立候補届出書類を配布しますので、立候補届出書類作成担当者の方は、必ずご出席ください。

◆期日前投票および不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日、投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期間は、告示日の翌日から投票日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までとなりますので、市役所本庁舎4階の期日前投票所までお越しください。

また、病院や老人ホームなどに入っている方でも、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は、施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

◆代理投票と点字投票

体が不自由などの理由で自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、その場で係員にお申し出ください。

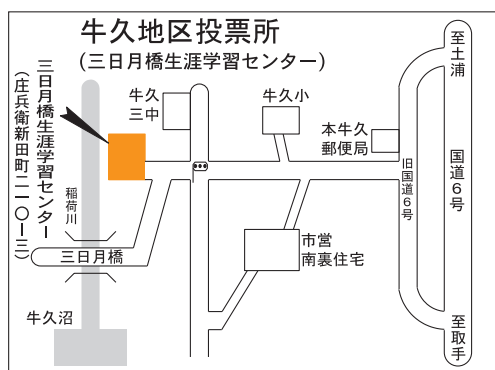
投票の秘密は守られますので安心して投票してください。また、目の不自由な方は、点字により投票することができます。

◆投票所入場整理券

入場整理券は郵送します。投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認の上お持ちください。有権者であるにもかかわらずお手元に入場整理券が届かない場合は、運転免許証など身分を証明できるものをお持ちになり、投票所で入場整理券の再発行を受けてください。

◆投票所

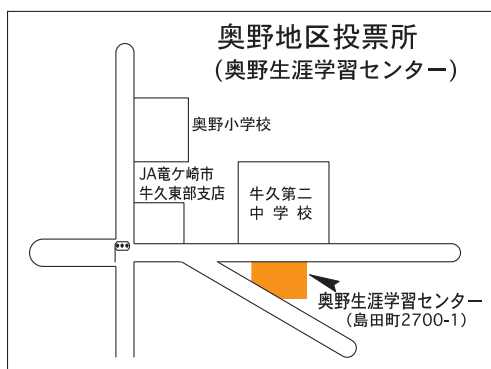
投票所は次のとおりです。



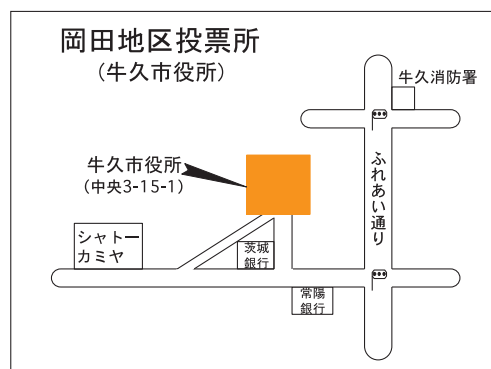
牛久地区の方…【第1投票区】三日月橋生涯学習センター(庄兵衛新田町210-3)

※左ページへ続きます。

◆開票
開票は、市役所第3会議室で午後7時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますのであらかじめご了承ください。



奥野地区の方…【第3投票区】奥野生涯学習センター(島田町2700-1)



岡田地区の方…【第2投票区】牛久市役所(中央3-15-1)

問い合わせ 牛久市選挙管理委員会 ☎873-2111内線1013～1015

平成19年中に所得が減って所得税がかからなくなった方へ 申告が必要ですよ！

税源移譲により、所得税率と個人住民税率が変更され、平成19年分の収入が減少して所得税がかからなくなった場合に、平成19年度(平成18年分)の個人住民税のみ多く納付することになってしまいます。

このような方のため、本人の申告により、さかのぼって平成19年度の個人住民税の税額を改正前の税率で計算し、すでに納付した個人住民税から税源移譲により増額となった差額分を還付します。

【対象となる方】

平成18年中の収入で所得税がかかっていて、平成19年中の収入で所得税がかからなかった方は対象になると思われます。

なお、平成19年中に死亡された方や国外転出により住民税の課税対象者ではなくなった方については、対象とはなりませんのでご注意ください。

※住民税の課税対象者＝その年の1月1日現在で日本国内に住所を有している方。

【申告書の提出先と期間】

平成19年1月1日現在にお住まいだった市町村に、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告書を提出してください。(本人の申告がなければ減額措置は受けられません)

※減額措置の該当と思われる方には、6月中旬ごろにご案内・申告書を送付します。

問い合わせ 市税務課 ☎873-2111内線1056～1059

